

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

- 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む。)を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:スロープの設置)を行わないことを指します。



条約成立までー締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。

2007年 9月 我が国が条約に署名しました。

2008年 5月 条約が発効しました。

2014年1月20日現在

**140か国・1地域機関(EU)が締結済み
です(我が国を含む)。**

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

条約を締結するとどうなるの？

- 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)

(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)

- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。

2014年1月 外務省人権人道課 (お問い合わせは03-5501-8240まで)